

大治町地域防災計画修正の要旨（平成27年度）

1. 第1編「風水害等災害対策計画」第1章 総則 第3節 計画の性格及び基本方針および重点をおくべき事項について、大治町地域防災計画の策定には、他の計画と十分な調整をはかり、国土強靱化に関する部分については愛知県地域強靱化計画を指針とする旨を明記しました。
2. 第1編「風水害等災害対策計画」第1章 総則 第6節 町及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱について、指定公共機関に、独立行政法人地域医療機能推進機構、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社の業務を追加しました。
3. 第1編「風水害等災害対策計画」第2章 災害予防計画 第5節 学校における対策計画について、通学路の設定は大治町通学路交通安全プログラムに基づき実施する旨を追加しました。
4. 第1編「風水害等災害対策計画」第2章 災害予防計画 第7節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策について、指定避難所および救護所には複合的かつ総合的に装備の拡充を図る旨を明記しました。
 - ① 情報発信手段については、消防団を中心とする地域住民が避難誘導、避難行動を円滑に実施することができるよう、「簡易無線機」を追加しました。
 - ② バックアップ設備については、固定式の「災害用自家発電機」と移動可能な「ポータブル発電機」、「コードリール」を整備し、災害時の電源確保に努める旨を明記しました。※固定式の災害用自家発電機については地震後の浸水深を考慮し、浸水の被害の及ばない高さに設置します。
5. 第1編「風水害等災害対策計画」第2章 災害予防計画 第7節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策について、外国人等に対する防災対策として、避難場所や避難所、避難路についてはピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとし、また、災害時には多言語情報の提供と被災外国人に通訳や翻訳による支援等を行うための体制整備を推進することを明記しました。

6. 第1編「風水害等災害対策計画」第2章 災害予防計画 第8節 避難行動の促進対策について、避難に係る対策の拡充を図るため、本節「避難行動の促進対策」を新設しました。また、災害時においては気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、町内全域へデジタル防災行政無線の整備を行うとともに、Jアラート自動起動システムを整備し防災行政無線と連携させることにより、住民への情報伝達手段の拡充拡大を図るものし、町内Wi-FiネットワークやIP告知システム等を用いて伝達手段の多重化、多様化を図る旨を明記しました。

7. 第1編「風水害等災害対策計画」第2章 災害予防計画 第8節 避難行動の促進対策について、広域避難場所として、避難所が備えるべき設備を保管・備蓄する倉庫及び設備を満たした防災公園の整備に努める旨を明記しました。

8. 第1編「風水害等災害対策計画」第2章災害予防 第9節必需物資の確保対策計画について、家庭内備蓄として各家庭で備えるべき飲料水、食料その他生活必需品の数量を「7日分程度」から「7日以上」に見直しました。

9. 第1編「風水害等災害対策計画」第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部計画について、災害時庁舎が使用できない場合の災害対策本部設置の代替施設について第1位を「大治町立公民館」、第2位を「大治町スポーツセンター」とする旨を明記しました。

また、来年度より「防災危機管理課」が新設されることに伴い、対策本部組織図（総務班）に追加しました。

10. 第1編「風水害等災害対策計画」第3章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集、伝達計画について、消防団を中心とする地域住民が避難誘導、避難行動を円滑に行うための設備として移動無線機・簡易無線機等の通信機器も地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める旨を明記しました。

11. 第1編「風水害等災害対策計画」第3章 災害応急対策計画 第19節 防疫・保健衛生計画について、大規模自然災害及び大規模事故災害等の発生時において、保健活動により心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う旨を明記しました。

12. 第1編「風水害等災害対策計画」 第3章 災害応急対策計画 第20節 廃棄物処理計画について、廃棄物の処理、清掃に関する法律と災害対策基本法の改正に伴い、災害により生じた廃棄物について平常時から災害廃棄物処理計画を策定する旨を明記しました。
13. 第1編「風水害等災害対策計画」 第3章 災害応急対策計画 第21節 応急住宅計画について、応急仮設住宅の設置の際は民間賃貸住宅の借り上げによる方法を積極的に活用すること、また、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務並びに、県への各種情報提供等を行う旨を記載しました。
14. 第2編「地震・津波災害対策計画」第2章 災害予防計画 第5節 公共施設安全確保整備計画について、大規模災害時において道路啓開を最優先で行う「くしの歯ルート」の指定に伴い、道路管理者等による放置車両対策についてより具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る旨を明記しました。
15. 第2編「地震・津波災害対策計画」 第4章 災害応急対策計画 第10節 浸水・津波対策計画について、大治町では地震発生時には液状化・地盤沈下により、堤防からの浸水が想定されています。浸水被害が想定されている西條地区のうち福田川沿いの地域を避難対象地域とし、避難指示の発令や避難方法等について明記しました。